（参考様式）

指定申請時要提出

関係法令確認書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所名 | |  |
| 事業所所在地 | |  |
| サービス種別 | | □生活介護 　□就労継続支援A型 　□就労継続支援B型 　□就労移行支援  □生活訓練 　□機能訓練　□就労定着支援　□就労選択支援　□障害者支援施設 |
| **□　建築基準法【建築局建築指導課または指定確認検査機関】**建築局対応者： | | |
| 確認内容 | ・建築確認申請手続の要否（用途変更等）　　　要　・　不要 | |
| ・確認番号等（建築局において建築確認申請を行う場合のみ）【　　　　　　　　　　　　　　】 | |
| ・その他所管庁の指導事項及び当該指導への対応状況、確認方法（　　／　　） | |
| **□　福祉のまちづくり条例　【建築局市街地建築課】**建築局対応者： | | |
| 確認内容 | ・協議済年月日 年　　月　　日 | |
| その他所管庁の指導事項及び対応状況・対応状況、確認方法  ※協議済になりましたら、「不適合対応書」及び「事前協議終了通知書」の写しを障害施設サービス課にご提出ください。 | |
| **□　消防法　【消防署】**消防署対応者： | | |
| 担当部署 | | 消防署 |
| 確認内容 | ・防火対象物使用開始届　　　　届出済み　・　　届出予定（　　／　　） | |
| **□　その他関係法令等（　　　　　　　　　　　　　　　　）　＊該当時のみ記載** | | |
| 担当部署 | |  |
| 確認内容 | ・必要手続きの要否　　　　　　要　・　不要 | |
| ・その他所管庁の指導事項及び対応状況、確認方法 | |
| ※　「その他関係法令等」の例  都市計画法（市街化調整区域）、農地法（農地の転用許可）、まちのルール（確認・協議等が必要になった場合）  食品衛生法等生活衛生関係営業 | | |
| **□　自己点検事項** | | |
| 確認内容 | ・開設後、地域住民（町内会、自治会、管理組合等）との協力や交流を想定しているか。　　　はい・いいえ | |
| ・まちのルール（建築協定・地区計画等）の有無を確認し、抵触していないことを　　　　　　はい・いいえ  Webサイト等で確認している。 | |

関係法令に関わる諸手続きについて、上記内容に相違ないことを報告します。

令和　　年　　月　　日

(法人名)

(代表者職氏名)

**関係法令問い合わせ先一覧**

**《建築基準法令等所管課》**

新築、増築、改築、用途変更の手続きについては、下記の相談窓口にお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **担当課** | **住所** | **電話番号** |
| 建築局  建築指導課 | 横浜市中区本町6丁目50番地の10　25階 | ℡045-671-4531 |

　※面積が200㎡以下の場合、手続きは不要ですが、事業所の責任において用途に合った設備としてください。

　※他テナント等との共有部分(ロビー・階段・廊下など)も按分により事業所の面積として判断されます。それにより用途変更が必要な場合がありますので、専有面積が200㎡以下であっても自己判断とせず、必ず建築指導課または指定確認検査機関に確認をお願いします。

**《福祉のまちづくり条例所管課》**

福祉のまちづくり条例については、下記の相談窓口にお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **担当課** | **住所** | **電話番号** |
| 建築局  市街地建築課 | 横浜市中区本町6丁目50番地の10　25階 | ℡ 045-671-4510 |

バリアフリー法に基づく横浜市の福祉のまちづくりについて（施設整備マニュアル）及び、

横浜市福祉のまちづくり条例の事前協議について（必要な手続き）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/machizukuri/barrierfree.html>

**《横浜市内消防署（局）一覧》**

消防法においても、火災の早期発見、通報、初期消火、迅速かつ安全な避難を行わせるため、建物の使用用途、面積により消火器や自動火災報知設備等の消防用設備の設置が義務づけられております。

詳しくはお近くの消防署にお問い合わせください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **名　　称** | **所　　　　在　　　　地** | **電話番号** | **名　　称** | **所　　　　在　　　　地** | **電話番号** |
| 鶴見消防署 | 鶴見区鶴見中央３－２０－１ | 045-503-0119 | 金沢消防署 | 金沢区泥亀２－９－１ | 045-781-0119 |
| 神奈川消防署 | 神奈川区広台太田町３－８ | 045-316-0119 | 港北消防署 | 港北区大豆戸町２６－１ | 045-546-0119 |
| 西消防署 | 西区戸部本町５０－１１ | 045-313-0119 | 緑消防署 | 緑区中山４丁目36番19号 | 045-932-0119 |
| 中消防署 | 中区山吹町２－２ | 045-251-0119 | 青葉消防署 | 青葉区市ケ尾町３３－１ | 045-974-0119 |
| 南消防署 | 南区浦舟町2丁目33 | 045-253-0119 | 都筑消防署 | 都筑区茅ケ崎中央３２－１ | 045-945-0119 |
| 港南消防署 | 港南区港南四丁目2番10号 | 045-844-0119 | 戸塚消防署 | 戸塚区戸塚町４１４４ | 045-881-0119 |
| 保土ケ谷消防署 | 保土ケ谷区神戸町140番地５ | 045-342-0119 | 栄消防署 | 栄区桂町３０１ | 045-892-0119 |
| 旭消防署 | 旭区鶴ケ峰１－４－１２ | 045-951-0119 | 泉消防署 | 泉区和泉中央北五丁目1番1号（泉区和泉町４６３６－２ | 045-801-0119 |
| 磯子消防署 | 磯子区磯子２－１－３ | 045-753-0119 | 瀬谷消防署 | 瀬谷区二ツ橋町１９０ | 045-362-0119 |
| 消防局 | 保土ケ谷区川辺町２－９ | 045-334-6789 |  | | |

**《まちのルール（建築協定、地区計画等）所管課》**

まちのルール（建築協定、地区計画等）については、次のWebサイトに区ごとのまちのルール一覧がありますのでご確認ください。なお、ご不明な点は担当課までお問い合わせください。

建築協定　：　<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/kyotei/kubetsu/>

地区計画　：　<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/plan-rule/chikukeikaku/tikukeikaku.html>

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **担当課** | **住所** | **電話番号** |
| 都市整備局  地域まちづくり課  都心再生課 | 横浜市中区本町６丁目50番地10　29階 | ℡ 045-671-2667  ℡ 045-671-2693 |

**《食品衛生法等生活衛生関係営業所管課》**

障害福祉サービス利用者へ給食を提供する場合は、給食開始の届出が必要です。

障害のある方に、生産活動等の機会を提供するために行う飲食店営業（調理業）や菓子製造業（クッキーやパンなどの製造販売）、クリーニング業等については、営業許可申請等に係る手数料の減免制度があります。

※障害者支援に係る生活衛生関係営業許可申請手数料等の減免に関する手続【各区生活衛生課】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/gyomu/tetuduki/sonotaosirase.html>

※所管課に確認した内容については、『関係法令確認書』に記載をし、ご提出ください。

別紙

裏面へ続きます

**□出入口幅を確保していますか**

・施設利用者が出入りする部屋の出入口有効幅は80cmありますか。

・各トイレの出入口の有効幅は80cm以上ありますか。

・玄関等建物の出入口の有効幅は90cm以上ありますか。

部屋の出入口の幅が足りない場合は、扉を外しカーテンに変更して確保するなど工夫してください。

　建物の出入口の幅が足りない場合は、掃き出し窓から出入りを確保するなど工夫してください。

　扉を設ける場合は引き戸が望ましいです。

**□段差無しで道路からアクセスできますか**

・「道路から部屋」「部屋から車いす使用者用トイレ」「車いす使用者用駐車場から部屋」の各ルートについて、スロープやエレベーターを通ることにより、段差無しでアクセスできますか。

・現状で段差がある場合は、スロープ等の設置により、段差の解消できませんか。

スロープの設置ができない場合は、可動式スロープでの対応も可能です。

施設整備前にあらかじめ確認するポイント（案）

福祉施設の整備にあたっては、バリアフリー化を図る必要があります。特に既存の建物を利用して整備する場合は、次の観点で設備が備わっているかチェックを行ってみてください。備わっていない場合は改修の要否を検討してください

**□使いやすい階段、スロープとなっていますか**

・階段又は段差、スロープ部分には、手すりが設置されていますか。

・階段又は段の端の部分、スロープ部分が、周囲と識別できる様に、別の色となっていますか。

**注意！上記内容のほか、福祉のまちづくり条例の事前協議が必要になりますのでご注意ください。**

※協議済みになりましたら、「第７号様式（第３条第２項）指定施設整備基準不適合対応書」及び「第２号様式（第６条第４項）指定施設新設等（変更）事前協議終了通知書」の写しを障害施設サービス課にご提出ください。

**□使いやすいトイレとなっていますか**

・車いす使用者用トイレの設置を検討しましょう。

　難しい場合は、通常より広めのトイレを整備したり、車いす使用者の方が利用しやすい洗面台を設置したりするなどの工夫をしてください。車いす使用者が洗面台に近づくためには、足が入るよう高さの洗面台が必要です。

・非常用の呼出しボタンがトイレ内にあることが望ましいです。

・洗面台の両側に手すりがあることが望ましいです。

・洗面台の蛇口は自動水栓等、誰でも利用しやすいものですか。

・車いす使用者用トイレ以外のトイレも、洋式のトイレで手すりがありますか。手すりは、便器に移乗するためと、座ったときの安定のため設置が必要なものです。

・施設に設置が難しい場合は、近隣に車いす使用者が利用できるトイレがあると望ましいです。

**□その他**

・敷地内の通路、廊下、階段、スロープ、トイレ等は、転倒防止のため滑りにくい材料になっていますか

・浴室に手すりはありますか。

**□上記の対応ができない場合は施設側で合理的配慮の提供を行えるよう、予め計画を立てるようにしてください。**